

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

	担当課	地域政策課	検索番号
法令名	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律	根拠条項	5-1
許認可等	特定地域づくり事業協同組合の変更の認定		
<p>(根拠規定)</p> <p>地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律</p> <p>第5条 特定地域づくり事業協同組合は、第3条第2項第4号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律</p> <p>第3条 第1項及び第2項 略</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の認定の申請をした事業協同組合が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 その地区が次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 一の都道府県の区域を越えない地区であつて、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区であること。</p> <p>ロ その人口規模、人口密度及び事業所の数並びにその経済的社会的状況に照らし、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であること。</p> <p>二 その行おうとする特定地域づくり事業が次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ その実施に関する計画が、特定地域づくり事業が適正に行われることを確保する見地から適当であり、かつ、当該事業協同組合の職員の就業条件に十分に配慮されていると認められること。</p> <p>ロ 当該事業協同組合の地区における地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すると認められること。</p> <p>三 その行おうとする特定地域づくり事業を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。</p> <p>四 その行おうとする特定地域づくり事業並びに当該事業協同組合の職員の住居及び良好な子育て環境の確保のための取組に関し、当該事業協同組合、当該事業協同組合の関係事業者団体(農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会その他の事業者を直接又は間接の構成員とする団体のうち、当該事業協同組合の地区内の事業者を構成員とする団体をいう。)及び当該事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の間の十分な連携協力体制が確保されていると認められること。</p> <p>4 都道府県知事は、第1項の認定の申請をした事業協同組合が第18条第1項の規定により</p>			

同項の労働者派遣事業を行おうとするものであるときは、当該事業協同組合が前項第3号の基準に適合するかどうかを判断するに当たって、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。同条において「労働者派遣法」という。）第7条第1項第2号から第4号までに掲げる基準を参酌するものとする。

5 都道府県知事は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ同項の認定の申請をした事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の長の意見を聴かなければならない。

第5条 第1項及び第2項 略

3 第3条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

第7条 第3条第1項の認定、第5条第1項の変更の認定及び前条第2項の有効期間の更新には、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、特定地域づくり事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させる場合における地域の限定又は地区外において事業を行う者の利用分量の総額の制限その他必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、第3条第1項の認定の趣旨に照らして、又は特定地域づくり事業の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該認定を受ける事業協同組合に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

※ 必要に応じて法令の解釈等について示した「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）ガイドライン（令和2年3月31日制定、令和3年6月30日最終改訂）」等関係通知に留意し判断する。

(その他)